

関口：廃棄物から見るダイオキシン問題

廃棄物処理の現場から見るダイオキシン問題

関口 鉄夫

(日本農村医学研究所客員研究員)

1. 廃棄物焼却施設から発生するダイオキシン

『日経ECO21』の1999年9月号(特集「ダイオキシンから身を守る」)にダイオキシン類の環境放出量について興味あるデータが掲載されている。それによると、日本では1960-1980年にかけてダイオキシン類の放出量がもっとも多く、1970年には60Kg-TEQ/Yに近づいている(益永茂樹横浜国立大学教授による推算)。推算では、この時期のダイオキシン類の放出の最大の原因は前半がPCP(除草剤・殺菌剤)であり、後半はCNP(除草剤)となっている。

このデータに依拠しているのだろうか、中西準子横浜国立大学教授は同誌のなかで「ダイオキシンのかなりの部分が今は禁じられている農薬に由来するものなのに、今、ダイオキシンを排出している焼却炉の規制に金をかけ、そこからの分をギリギリと絞っている」と嘆いている。「すでに魚にはいってしまっている分をどうするのか」という指摘もわからないわけではないが、私は今もお膨大な量のダイオキシン類を放出している発生源への緊急対策の必要性を強調したい。

同時に、中西教授の「ダイオキシンは無限に厳しく管理することは可能かもしれない。しかし、そのためにものすごいエネルギーや資源を使うことは別の環境問題を引き起こす。(中略)。もう『環境問題は騒げばいい』という時代ではなくなった」という結論

にはまったく同意できない。

益永教授の推算では、焼却施設からのダイオキシン類の排出量について、もっとも多い1995年でおおよそ5Kg-TEQ/Yとしている。この値は1990年に平岡正勝京都大学名誉教授が試算した値に近く、厚生省や環境庁が公表している5Kg-TEQ/Y(「ダイオキシンってなあに?」環境庁)と同じである。この試算は当時1900ヶ所あまりあった一般廃棄物焼却施設の排出ガスに含まれるダイオキシン類のデータではなかったのか。一般廃棄物焼却施設のばいじんや焼却灰のダイオキシン類や、産業廃棄物焼却施設の排ガスと灰・ばいじんに含まれるダイオキシンのデータは算入されていないはずだ。もちろん、コプラナPCBもダイオキシン類に加えられていなかった。

私は焼却施設から発生するダイオキシン対策が進んできたかのように見られている今でも、恐らく国の試算の10-20倍のダイオキシン類が環境中に放出されていると信じている(拙稿「廃棄物処理の現場から問うダイオキシン対策」『日経ECO21』1999年7月号所収)。

しかし、本稿では、ダイオキシン類の発生源と量について述べるのではなく、中西教授の「もう『環境問題はとにかく騒げばいい』という時代ではなくなった」という理解しがたい認識を意識しながら、廃棄物焼却施設の現場での実態を報告し、研究者諸兄のより実践的な調査に資したいと願って筆を執った。

2. 長野県の現場から

ここに報告する事実は、過去のものでも法制度の未整備な国のものでもない。ゼロ・エミッションについて盛んに議論され、ダイオキシン類や環境ホルモンに関する書籍が洪水のように氾濫するわが国のことである。

なお、より具体的に述べるために長野県内の事例に限定しているが、調査した和歌山県から北海道に至る各都道府県でも、本質的な問題にいささかの差異もなかったことを付け加えておく。

事例1

住民：「業者が大きな穴を掘って野焼きをしているのですが、見てくれませんか」

行政：「従業員が暖をとっているとのことですよ」

住民：「直径3m、深さ2mの穴に手摺りがついている。重機で材木とビニール袋に入ったゴミを燃やしている。これで、暖をとっていると言えるのですか」

行政：「今度、焼却炉で燃やさせます」

住民：「ずいぶん大きな炉ですが、指導要綱にもとづく住民の同意が必要ではないですか」

行政：「火格子が2m²以下なので、県に届出の必要な大きさの炉ではありません」

住民：「届出が必要でないという判断の根拠は。設計書はあるのですか」

行政：「業者がそう言いましたから」

住民：「設計図も見てないで、よくそんな判断ができますね。取って来て説明しなさい」

行政：「コピーはさせてもらえませんでした。書き写してきました」

住民：「火格子が5m²以上もあるじゃないですか。これは届出施設でしょう」

行政：「ええ、ですから炉の中を煉瓦で仕

切らせて小さくしてあります」

住民：「煉瓦が火力で倒れているじゃないか。この写真を見てみろ」

行政：「壊れたのでなおさせました」

住民：「また、壊れたじゃないか。しかも、ビニール袋に入った一般ゴミもたくさん燃やしている」

行政：「一般廃棄物を燃やすのは法律違反だから、しないよう注意します」

住民：「野焼きして、嘘をついて、一般廃棄物を燃やしている業者をなぜ止めないんだ」

「無免許で飲酒運転とスピード違反をした犯罪者を放っておくのと同じじゃないか」

これは、1998年末から現在にかけての長野県佐久保健所と周辺住民のやりとりである。すでに隣家の住民は、頭痛と喉の痛みを訴えて床についている。たくさんの猫を飼っている家では、排煙につつまれた子猫が11匹も原因不明のまま死んでしまった。12匹目の猫の遺骸は（財）日本農村医学研究所に送られ、病理解剖が行われることになった。

さすがに長野県はこの事態を重視し、保健所に対し事実調査を行うよう指示しているが、県の廃棄物対策課と佐久保健所の間には事態の認識に大きな差があり、佐久保健所は「適正な処理をさせたい」と述べるだけで、業者に対する立ち入り調査すら実施しようとしていない。

この問題は、保健所が炉が届出の規準に該当するのか、該当すれば長野県の廃棄物処理に関する指導要綱にそって「住民の同意」と自治体の長の「意見書」がない限り、設置も操業もさせないという当たり前の判断をすれば済む問題である。仮に、住民の同意がとれ首長の意見書に特段の反対がなく、届出が

関口：廃棄物から見るダイオキシン問題

受理されたとしても、一般廃棄物を焼却した時点で操業の停止命令が出されて然るべき事例である。

事例2

住民：「この焼却施設は木くず焼却施設となっているが、普段からプラスチック類を焼却している」

行政：「施設の立ち入り調査ではその事実はない」

住民：「この写真の束は廃プラスチック類を焼却している現場の証拠だ」

行政：「他の施設に比べればよくやっている方ですよ」

調査団：「この施設の排ガスのダイオキシン類の排出量はいくらですか」

「その値は県内の産廃焼却炉としては多いほうですね。プラスチック類の混焼炉よりも高い値を出しているじゃないか。木くずを焼却してもこんなに出るんですか」

「黙っていてもわからん。業者自身のダイオキシン類の測定データが、普段からプラスチック類を燃やしていることを証明してるじゃないですか」

このやりとりのあと、長野保健所長は「調査が十分でなかった」ことを認めた。

住民は自治体を動かし、焼却施設周辺の住民の生活環境と健康についての全国でも類を見ない学術調査団を組織していた。しかし、3週間後、長野保健所は自治体に対して「調査団を抜きで住民と話ができないか」と問い合せてきたという。今年（1999年）の7月から8月の出来事である。

事例3

1998年、駒ヶ根市は焼却施設問題で周辺4

区に対して「T社焼却炉設置に関する市の基本方針（案）」を示した。それによると、「再三にわたる伊那保健所の指導・警告にもかかわらずT社の事業拡大により、既設の焼却炉の処理能力を超えたため、野焼きの状態が続き、地域の環境汚染が深刻な社会問題となっている」と前置きし、「市としても地域住民の健康を考えると、保健所の行政責任のみを問うのではなく」、同社の新たな巨大焼却施設建設計画について地域、市が協力して「協定書が締結されることを前提条件として」設置の方向で「解決」を図ろうと住民に呼びかける内容となっている。

市が提示した、「協定のための素案」には甲として地元対策連絡協議会（関係4区で構成）、乙としてT社、丙には市長の名が署名欄に並び、立会人として伊那保健所長（前任者）の名前が記されている。

この案について、関係4区のうち2区が同意を示し、他のふたつの区は今年に入ってから反対の意見書を市に提出している。

この業者は野焼きばかりでなく、同市市内に6年間にわたって焼却灰を素掘り同然の穴に違法に処理し続けていた（拙著『ごみは田舎へ？』川辺書林、1996）。もちろん周辺住民はたびたび保健所、市に対し厳正な指導を求め続けていた。この処分場のあまりにひどい状態を6月、信濃毎日新聞が社会面一面で報道したところ「せっかく解決策をすすめていたのにぶち壊しだ」と市の職員が嘆いたということが住民の話題になった。

まさかそんな非常識な発言をする市の職員はいないだろうと思われるが、上記の「案」に述べられている内容は、まるで法や常識から逸脱していると批判されても仕方ない内容である。

3. 廃棄物処理施設をめぐる環境破壊

このような体験によって、住民は廃棄物や公害行政について激しい不信感を抱くようになった。その不信感は、かつて水俣病やイタイタイ病、近くはエイズ対策にあらわれた国の無策や加害企業に対する寛大な措置に対する不信感と重なりあっている。

長野県内の100を超える廃棄物処理施設と住民の紛争には、このようにきわめて具体的に深刻な背景と歴史がある。それは栃木県においても、北海道においても、和歌山県や他の都府県においても同様である。

行政の権威に期待し、行政に救済を求めながら住民のたたかいは始まる。しかし、住民はたたかいの中で国をはじめ、より強い権限や権威をもつものの欺瞞にことごとく失望し打ちのめされていく。結局住民の結論はたたかうこと以外、自らの生活と健康を守る術はないとの結論に達するのである。

データ収集に奔走し、そのデータの質すら検証せず、環境問題は騒げばいいという時代は終わったと断言する科学者は「足」と「羅針盤」をもたぬ浮遊物であり、住民の環境を守るたたかいの障害物にすぎない。

ある住民は、ダイオキシンや環境ホルモンに関する書籍を読みあさり、いくつかの書物を「馬屎茸^{まぐそだけ}」と揶揄した。緻密な調査と独創

性に富んだ研究を欠き、他人の文献を読破しただけで屋上屋を重ねるようなダイオキシンブームを批判した言葉ではないか。

焼却施設周辺の健康調査では喉の痛み、頭痛、吐き気、視力の低下、意識の混濁など多様な症状がみられる。多様な化学物質と重金属がダイオキシン類とともにこのような症状を引き起こしていると考えるべきだろう。また、その被害は成体としての個体の機能障害や疾病ばかりでなく、胚子や胎児の形態的な障害、免疫系やホルモン系の異常の原因ともなっていることに注意しなければならない。

廃棄物処理施設をめぐる環境破壊は今後一層深刻さを増してくる。それは現在稼働中の施設の問題にとどまらず、すでに廃止された施設のストック公害も視野に入れなければならない時代に入った。

重要なことはこれらの問題が単純な科学や技術の問題ではなく、すぐれて社会的な問題に根源があることに気づく必要がある。そのために、労力をいとわず住民や現場をたずねなければならない。そこではじめて、廃棄物問題やダイオキシン問題の本質にせまる手がかりをつかむことができるのである。

(せきぐち・てつお 地球科学)